

平成28年度和歌山県
クリーニング師試験問題
(学 科)

平成28年10月27日

指示があるまで開いてはいけません。

【受験上の注意】

- 1 携帯電話の使用は禁止します。電源を切ってカバン等にしまってください。
- 2 机の上には、「受験票」、「筆記用具」、「時計」以外のものは置いてはいけません。
- 3 受験番号及び氏名の記入を忘れないようにしてください。
- 4 試験開始後50分間は退出できません。50分を経過してから退出するときは、解答用紙を裏返してください。
- 5 一度退出してからは、原則として再入場は認めないので注意してください。
- 6 カンニングその他不正行為があった場合は、退場させます。
- 7 試験問題用紙は持ち帰っても構いません。

衛生法規に関する知識

和歌山県

- 1 次の記述は、クリーニング業法について述べたものです。
数字の箇所（①～⑤）にあてはまる適切な語句を、下記のア～コの語群の中から選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

営業者は、伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と（①）しておき、これを洗たくするときは、その前に（②）しなければならない。ただし、洗たくが（②）の効果をもつ方法によってなされる場合においては、しなくてもよい。

なお、この規定に違反すると、都道府県知事は、当該営業者に対し、期間を定めて必要な（③）を取るよう命じなければならない。さらにこの命令に従わないときは、期間を定めてその（④）又はクリーニング所の（⑤）を命ずることができる。

<語群>

ア 汚れの除去 イ 措置 ウ 混合 エ 明渡し オ 区分 カ 予洗
キ 営業の停止 ク 閉鎖 ケ 消毒 コ クリーニング師の免許取消

- 2 次の記述の（ ）の中で、正しいものを1つ選び、ア～ウの記号を解答用紙に記入しなさい。

- ① クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内にクリーニング業法の規定による研修を受けなければならない。また、その後は（ア 1年・イ 3年・ウ 5年）を超えない期間ごとに当該研修を受けなければならない。
- ② クリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を書いた申請書に（ア 医師の診断書・イ 住民票・ウ 戸籍の謄本又は抄本）を添えて申請する。
- ③ 都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して（ア 禁固・イ 懲役・ウ 罰金）以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。
- ④ クリーニング師は、免許証を破り又は汚したときは、その免許証を添え、（ア 5日・イ 10日・ウ 1月）以内に再交付の申請をしなければならない。
- ⑤ 営業者は、その営業に関して届け出た、クリーニング所の位置、構造設備などの事項に変更を生じたときは、（ア 速やか・イ 3日以内・ウ 5日以内）に都道府県知事に届け出なければならない。

(次頁に続く)

3 次の記述のうち正しいものには○印を、間違っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① () クリーニング業法は、クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もって経営を公共の福祉に適合させるとともに、営業者の利益の擁護を図ることを目的としている。
- ② () 洗たくをしないで、洗たく物の受取及び引渡しのみを行う施設は、クリーニング所には含まれない。
- ③ () セルフサービスのいわゆるコインランドリーの営業は、クリーニング業に含まれない。
- ④ () クリーニング業とは、洗たく機を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすることを営業とすることをいう。
- ⑤ () クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を口頭で説明するだけでよい。
- ⑥ () 営業者は、洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておかなければならない。
- ⑦ () 営業者は、洗たく物の洗たくをずるクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び乾燥機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。
- ⑧ () クリーニング所の洗場については、床が不浸透性材料で築造され、これに適切な勾配と排水口が設けられなければならない。
- ⑨ () 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、クリーニング所又は業務用の車両に立ち入り、営業者の衛生措置等の実施状況を検査させることができる。
- ⑩ () 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして、手ぬぐい、タオルその他これらに類するものが規定されている。

公衆衛生に関する知識

和歌山県

- 1 次の「クリーニング所における衛生管理要領」で示された指定洗たく物の一般的な消毒方法に関する記述の数字の箇所（①～⑤）にあてはまる最も適当な数値を下記のア～コの語群の中から1つ選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

理学的方法には、蒸気がま等を使用し、（①）℃以上の湿熱に10分間以上触れさせる方法や、（②）℃以上の熱湯に10分間以上浸す方法がある。

化学的方法には、さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素（③）ppm以上の水溶液中に30℃以上で（④）分間以上浸す（この場合終末遊離塩素が100ppmを下らないこと。）方法や逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上で（⑤）分間以上浸す方法などがある。

<語群>

ア 5	イ 10	ウ 30	エ 70	オ 80
カ 85	キ 100	ク 250	ケ 500	コ 2500

- 2 感染症について、A群と最も関係の深いものをB群から1つ選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。（重複可）

A 群	B 群
① 水虫	ア ウイルス
② インフルエンザ	イ リケッチア
③ 結核	ウ 細菌
④ デング熱	エ 真菌
⑤ つつが虫病	オ 原虫

(次頁に続く)

3 次の記述のうち正しいものには○印を、間違っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① () 消毒とは、すべての微生物を死滅させることである。
- ② () 石油系溶剤を使用したドライクリーニングのみを行うクリーニング所は、水を使用しないことから、水質汚濁防止法の特定施設設置の届出は不要である。
- ③ () クリーニング所で使用されたテトラクロロエチレンや石油系溶剤は、特別管理産業廃棄物に分類される。
- ④ () 建築基準法では、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場については、住居系・商業系用途地域における立地（建築）を禁止している。
- ⑤ () WHO 憲章では、「健康」を「肉体的、精神的及び社会的に完全によい状態にあることにあり、単に疾病又は病弱でないということではない。」と定義している。
- ⑥ () ノロウイルスによる吐ぶつが付着した洗たく物の処理にはエタノール消毒が有効である。
- ⑦ () クリーニング所の営業者または従事者が結核や疥癬等にかかった場合、その従事者にはマスクや手袋を着用させる等の、感染症予防対策に十分配慮し、業務に従事させる。
- ⑧ () 3Rとは「リデュース」、「リユース」、「リバーズ」の頭文字をとった、省資源化の具体的な取り組みである。
- ⑨ () 感染症の有効な予防方法として、手洗い後は、必ず共用のタオルで手を拭く。
- ⑩ () ジカウイルス感染症は、ジカウイルスを持った蚊が人を吸血することで感染する。感染しても症状がないか、症状が軽いため気づかないこともある。

洗たく物の処理に関する知識

和歌山県

1 次の①～⑤の記述は、ランドリーについて、⑥～⑩の記述は、ドライクリーニングについて述べたものです。①～⑩の中から正しいものを5つ選んで、その数字を解答用紙に記入しなさい。

- ① ランドリーとは、水に対する耐久性のある衣料品を、石けん、洗剤、アルカリ剤などを用いて洗たく機で温水洗いする洗たく方法をいう。
- ② 漂白剤として使用される次亜塩素酸ナトリウムは、ナイロンに使用すると漂白効果大きい。
- ③ ランドリー用水は、カルシウムやマグネシウムが多く含まれている水が最も適している。
- ④ すすぎは、水量を多めにし、温度は初回の洗たく温度と同じ、2回目以降は常温でよい。
- ⑤ 予洗いは、繊維、汚れ、糊などを膨潤させ、汚れを取りやすくする工程で、血液がついたものや油性汚れのひどいものに行うが、一般洗たくの場合、予洗いは必要ない。
- ⑥ ドライクリーニング溶剤であるテトラクロロエチレン（パーク）は、引火性があり、石油系溶剤に比べて油脂溶解力大きい。
- ⑦ ドライクリーニング溶剤の油脂溶解力は、カウリブタノール値（KB値）が小さいほど洗浄力大きい。
- ⑧ チャージシステムでは、ソープ濃度は0.5～1%を用いるのが普通である。
- ⑨ ドライクリーニング溶剤の中へドライ洗剤を添加しておけば、静電気が防止・抑制できる。
- ⑩ 脱液は衣類の品質が落ちない範囲内で十分に行い、60℃以上で乾燥する。

(次頁に続く)

2 次の図は、繊維の分類とそれに対応する繊維名（A群）、その白生地アイロン掛けの標準温度（B群）を示したものです。（①～⑤）に、下記のア～スの語群の中から正しいものを選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

繊維の分類		A群 繊維名	B群 アイロン仕上げ温度(℃)
天然 繊維	植物繊維	綿	(④)
	動物繊維	(①)	130～140
化学 繊維	再生繊維	(②)	140～150
	半合成繊維	アセテート	(⑤)
	合成繊維	(③)	120～130

<語群>

A群	ア レーヨン	イ 麻	ウ 毛	エ ナイロン
	オ 絹	カ ポリ塩化ビニル		
B群	キ 120以下	ク 120～130	ケ 130～140	コ 160～170
	サ 170～180	シ 180～200	ス 200以上	

(次頁に続く)

3 次の記述のうち正しいものには○印を、間違っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① () シミ抜きの基本作用は、溶解作用、潤滑作用、化学作用、酸化作用である。
- ② () 不溶性のシミは、有機溶剤、無機溶剤のどちらにも溶解せず、拡大鏡などで拡大すると粒子状に見える物質であり、泥はねやホコリが代表的である。
- ③ () ワッシャーに入らないカーペットのクリーニングは、洗浄効果は十分でないが、シャンプークリーニングによって洗浄する。
- ④ () 酵素剤は、水に不溶または難溶なたんぱく質やでん粉などを分解し、水に可溶にする作用を持っている。
- ⑤ () ビルダールは、界面活性剤の洗浄力を補強する役割を持つ物質で、ランドリー用洗剤に配合されている主なビルダールとして、硫酸ナトリウムなどがある。
- ⑥ () 毛皮の保管には、温度20～30℃、湿度50～60%が最適である。
- ⑦ () 漂白剤には、還元漂白剤と酸化漂白剤がある。酸化漂白剤には過マンガン酸カリウムや過酸化水素などがあり、すべてアルカリ性である。
- ⑧ () 皮革製品の仕上げで、人体プレス機を使う場合は、60～70℃で蒸気量を少なめにして短時間で処理する。
- ⑨ () 絹はたんぱく繊維であるから羊毛と同様の染色性があり、分散染料を用いた染色方法が適している。
- ⑩ () オパール加工とは、未染色の綿糸や綿織物を緊張状態で水酸化ナトリウム濃厚液により処理し、絹様の光沢と強度及び染色性の向上の効果を施す加工である。

解答用紙

受験番号：

氏名：

衛生法規に関する知識

1

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

2

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

3

①		②		③		④		⑤	
⑥		⑦		⑧		⑨		⑩	

採点： _____ 点

公衆衛生に関する知識

1

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

2

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

3

①		②		③		④		⑤	
⑥		⑦		⑧		⑨		⑩	

採点： _____ 点

洗たく物の処理に関する知識

1

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

3

①		②		③		④		⑤	
⑥		⑦		⑧		⑨		⑩	

採点： _____ 点

学科試験合計点数： _____ 点